

原子力規制委員会組織規則の改正

令和 5 年 3 月 15 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、令和 5 年度機構・定員要求の結果を反映するため、原子力規制委員会組織規則の改正の決定について付議するものである。

2. 改正概要

原子力規制委員会組織規則の改正について、別紙のとおり決定いただきたい。改正概要は以下のとおり。

- ア 原子力規制企画課及び火災対策室の所掌事務に、火災対策の審査に加え、検査に関する事務を追加する。
- イ 広報室長を専任化する（現在は充て職）。
- ウ 上席技術研究調査官の人数を 12 人から 14 人に変更する。

3. 施行時期

令和 5 年 4 月 1 日に施行する。

4. 備考

原子力規制庁組織細則（長官決定）についても所要の改正（定員要求の反映、管理下でない放射性物質対応チームの設置、訓令職の設置）を行う。

（添付資料）

別紙：原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則（案）

原子力規制委員会規則第 号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第六項の規定に基づき、及び原子力規制委員会設置法を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を、次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(原子力規制企画課の所掌事務)</p> <p>第十二条 原子力規制企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 原子力利用に伴う火災対策の審査及び検査に関する事務に 関すること。</p> <p>五 (略)</p> <p>(監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法令 審査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整 官、公文書監理調査官、情報システム管理官、防災システム専門 官及び上席原子力防災専門官)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 広報室に、室長を置く。</p> <p>6～18 (略)</p>	<p>(原子力規制企画課の所掌事務)</p> <p>第十二条 原子力規制企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 原子力利用に伴う火災対策の審査に関する事務に関するこ と。</p> <p>五 (略)</p> <p>(監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法令 審査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整 官、公文書監理調査官、情報システム管理官、防災システム専門 官及び上席原子力防災専門官)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 広報室に、室長(関係のある他の職を占める者をもって充て られるものとする。)を置く。</p> <p>6～18 (略)</p>

<p>(経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、統括技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキユリテイ専門官及び安全管理調査官)</p> <p>第十九条 長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人(檢察官をもって充てるものとする。)、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官三人、統括技術研究調査官四人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官十四人、核物質防護指導官二人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキユリテイ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。</p> <p>2～12 (略)</p> <p>(火災対策室並びに企画官及び安全管理調査官)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 火災対策室は、原子力利用に伴う火災対策の審査及び検査に関する事務をつかさどる。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、首席技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキユリテイ専門官及び安全管理調査官)</p> <p>第十九条 長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人(檢察官をもって充てるものとする。)、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官三人、統括技術研究調査官四人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官十二人、核物質防護指導官二人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキユリテイ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。</p> <p>2～12 (略)</p> <p>(火災対策室並びに企画官及び安全管理調査官)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 火災対策室は、原子力利用に伴う火災対策の審査に関する事務をつかさどる。</p> <p>3～5 (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。